



のものになります。参考資料4が表のもの。参考資料5が補助制度の概要。参考資料6、講習会の状況。参考資料7が一番後ろの方に、建築研究資料と書かれた分厚い本がございます。参考資料8が前回の議事録でございます。配布資料は以上でございます。欠落等、足りないものがございましたら事務局までお申出をお願いいたします。よろしいでしょうか。

まず、それでは当部会の委員の変更がございましたので、改めて従来からの委員の先生方と、新たな委員の先生方、それぞれご紹介をまずさせていただきます。まず、部会長をお願い致します〇〇委員でございます。

(部会長) 〇〇です。よろしくお願いいたします。

(事務局) 〇〇委員におきましては、本日はご欠席とのご連絡をいただいております。続きまして、〇〇委員でございます。

(委員) 〇〇です。よろしくお願いいたします。

(事務局) 続いて〇〇委員でございます。

(委員) 〇〇です。よろしくお願いいたします。

(事務局) 〇〇委員は、少し遅れるというふうにお伺いしております。

続きまして専門委員でございます。〇〇委員でございます。

(委員) 〇〇です。よろしくお願いいたします。

(事務局) 〇〇委員は、今日ご欠席と連絡をいただきました。

また、〇〇委員でございます。

(委員) 〇〇です。よろしくお願いいたします。

(事務局) 〇〇委員からはご欠席と返事をいただいております。

〇〇委員でございます。

(委員) 〇〇です。

(事務局) 以上、10人の委員でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは以降の議事運営につきまして、〇〇部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(部会長) はい。年の瀬12月の朝早いときからご出席いただきまして、どうもありがとうございました。本日は、委員の皆様にお集まりいただき、議題を進めるわけですが、先ほど事務局のお話にありましたように、前回は24年9月、それから前々回は21年6月という、ちょっと間が空いております。平成21年の折から、本部会では民間建築におけるアスベスト対策のあり方ということを審議を続けてまいりまして、お手元の議事次第にもありますように、本日もその民間建築におけるアスベスト対策のあり方について、平成24年の前回からワーキンググループで随分審議をしていただいた結果をご報告いただいて、最後に、今後の方向性について皆様方からご意見をいただいて、次へ進めるということにしたいと思います。前半がワーキンググループでのご検討の結果の報告と、それに関するご意見を伺うということ。後段のほうで、それを踏まえて、今後どう進めるかという展開に対する積極的なご提案をぜひお願いしたいと思います。

それでは議事次第に沿いまして、議事1、今申しましたように、民間建築物におけるアスベスト対策のあり方ということにつきまして、事務局よりご紹介をお願いしたいと思います。

(事務局) まず、今日の本題に入ります前に、資料2におきまして、これまでの建築物におけるアスベスト対策の経緯について簡単にご紹介させていただきたいと思っております。資料2をご覧ください。横紙でございます。

平成17年にアスベストの社会問題化がございました。これを受けまして、「アスベスト問題に係る総合対策」等が関係省庁の中での会議決定がございまして、これを受けて、まず建築物におけるアスベスト対策として3点の大きなことがございました。1つは建築基準法の改正でございます。平成18年2月でございますが、アスベストの飛散のおそれのある建築材料の使用を建築基準法で規制し、これによって増改築等の、既に新しいものについては材料として規制されておりますので、これによって増改築の際の除去等を促進するというもの。2つ目が民間建築物のアスベスト調査の推進ということで、平成17年12月から、昭和31年から平成元年に施工されました民間建築物のうち、延べ面積1,000㎡以上の建築物を対象に調査をしてございます。また、アスベストの調査・除去等への支援といたしまして、調査・除去等に関する補助制度を創設してございます。

こういう形で3点の対策を進めてきたわけでございますが、平成19年12月の総務省勧告で、1,000㎡未満の民間建築物も含めて、把握方法の検討ということが求められてございます。これを踏まえて、このアスベスト対策部会を再開してございます。平成20年9月にこの部会を再開して、アスベスト対策ワーキング、主査を〇〇委員をお願いいたしまして、アスベスト対策ワーキングを設置いたしまして、民間建築物の調査の推進方策を検討を始めてございます。21年6月に開催しました部会では、今後の検討課題について、本格実施のための環境整備を行うことが重要との指摘がございまして、特に建築物のアスベスト調査者の育成、台帳の整備等について先行的に検討とされ、ワーキングにて引き続き検討が進められました。その他、調査の優先順位、調査方法等についても引き続き検討となりました。

この検討をワーキングで行いまして、24年9月、アスベスト対策部会を開催いたしまして、調査者の育成プログラムの検討状況、台帳整備の促進状況等を報告。引き続き、調査者育成のための新たな資格制度の検討、台帳の整備や補助制度の創設等を促進する、地方公共団体職員向け調査マニュアルの整備等を行うこととされてございます。

この際に、幾つかの検討課題をいただいております。本日、この2年間の検討結果、上記の検討課題の対応状況を整理したものを資料3ということで、まとめてご報告をさせていただきたいと、そういうものでございます。

(部会長) はい、ありがとうございます。今までの経緯ということで事務局からご紹介をいただきました。今の資料の中の中段の右側に、建築分科会の下に、アスベスト対策部会というのがありまして、その中で、この対策ワーキングで具体的な議論を進めてくださいと

いうことを決定をいたしました。その報告を今回伺うということでございます。

それではワーキンググループの主査をお務めいただいた〇〇委員より、概要のご報告をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(委員) 主査でございました〇〇でございます。この間、一緒にワーキング委員の方、オブザーバーの方、若しくは講師の方ですね。若しくは関連の職員の方と一緒にテキストを作ったり、ご苦労されたことを感謝しております。

まず、この2年半ぐらいの間、ちょっと社会的な部分で、この石綿含有建材調査者について関係していることを3点ほどご報告させていただいてから、今までの経緯のご説明の概要をご説明します。

まず、今週恐らく報告されるんですが、厚労省からですね。平成25年度、厚労省のほうで石綿ばく露による労災の認定事業所第1表というのが多分公表されます。その中には、吹付けのある部屋・建物等の作業によって、中皮腫・肺がん等になった方という数値が、平成25年度のもので出てまいります。その中でそういうふうになった方は17名でございます。ですから、以前は8名とか10名ぐらいの時代もあったんですが、少なくとも平成25年においては17名の方が、こういう石綿関連の病気に、自分では石綿の作業をしてないのに、建物由来の石綿でなっているということでございますので、まさに調査者が、今調査をして、どういう状態に石綿が建物の中であるのかということをしていかないと、また新たな被害の方が出てしまうということになりますので、そういう数字が間もなく出るということをご報告しておきます。

それから2番目は、ちょっとこれは司法的な判断でございますが、そもそもこの石綿含有建材調査をちゃんとやっていこうという1つのきっかけになったものは、日本の文房具店の店主の方が中皮腫で亡くなられた。それは、吹付け石綿があつて、本人は文房具売っているだけの方ですよ。この判決が最高裁から大阪高裁に差し戻されまして、大阪高裁で判決が確定いたしました。これは、所有者若しくは占有者が民法上の責任を負うんだということになっておりまして、多額の賠償金が、その被害を受けた方に払われたというふう聞いております。そういう点で、石綿含有建材の管理を所有者・占有者が行って、そこに専門的資格として、やはり公的な石綿含有建材調査者が関与する仕組みが必要だという司法判断が出ているという点が、社会的にあつた2点目でございます。

3番目は、これはワーキングの委員のことにもなるんですが、やはりこういうふうな仕事を一緒に手伝ってくださっている委員の中で、一緒にこの間3年間、委員と一緒に仕事をした方が中皮腫で残念ながら旅立っていかれております。一生懸命一緒に仕事をしている方には、やっぱり良性の変化、胸膜プラーク、肥厚斑ということを抱えながら、この仕事を手伝ってくださる方もいらっしゃいます。そういう中でやはり、私たちから見ると、建築物のアスベスト建材、それをきちんと調査しなければ、当然管理もできませんし、適切な除去もできないわけですね。ですから国土交通省のこの制度が、とにかく早く全都道府県に広がって、適切な調査ができる国になってほしいというのが、この間の社会的な要請ではないか

というふうに最初に思っております。

ではこれまでの検討について。後で事務局のほうから詳しくご報告はありますが、順番に、資料3若しくは参考資料の4と6、この3点の点だけ、ちょっと大きく説明を、概要を説明いたします。

まず検討の経緯、資料3、「1. これまでの検討経緯」については、ここに書かれていますとおりでございます。前回の部会で幾つかの検討課題をいただきました。1番目としては、建築物調査者に係る新たな資格制度を作ってくださいということで、これを作らせていただきました。これはイギリスの制度にも倣いまして、テキストだけではなくて実地講習、それから所有者の方へちゃんとプレゼンテーションができるような形の面接試験を含めたもので、そういう点では何とか7、8年前のイギリスに近付いたものが、ようやくできたのかなというふうに思っております。この資料3の2ページ目になりますが、上から4行目、平成26年9月の時点で、調査者が今186名でございます。

(2)の「建築物の調査・除去等に係る国庫補助での調査者の要件化ということなのでございますが、調査者がいる都道府県は33県、33都道府県。5名以上いる都道府県は9県ということで、これ、参考資料4を見ていただくと分かるのですが、若干やっぱり都市部とか、それからやはり自治体間のちょっと関心の度合いであるとか、そういうふうなものがございまして、やはりばらつきがございますので、何とかここを均一化していくようなことについて、どういうふうなことをしていったらよいのか、ぜひ今日、皆様のご意見とかお知恵を拝借して、全都道府県に、複数こういう方が配置できるようなことについてご意見をいただければというふうに思っております。

また同じく参考資料6でございますけれども、国土交通省のほうでは、自治体の方、そういう促進を兼ねて、今まで講習会を4回、東京と、大阪、名古屋、仙台と、開催をしておるんでございますが、ちょっとやっぱり受講者が、若しくは修了者が少ない県の近くではないこともあるので、こちら辺もちょっとどのような運用が望ましいのか、ご意見を賜ればというふうに考えてございます。

また参考資料3のほうに戻りますが、2ページの(4)ですね。石綿含有建材の飛散性調査については、煙突用石綿断熱材についていろいろと検討をさせていただきまして、一定の、5ページ目のところに多分結論があると思うんですけども、通常の管理使用状態では居室には飛散がしにくいんですけども、特定の者が使用する機械若しくは廊下等には、ちょっとそういうふうな飛散が確認されているので、一定程度注意喚起をしていこうというふうなことになってございます。

それからもう1つ、参考資料3の6ページ目、様々な段階における調査者の活用ということになります。ここで①、②、③と書いてはあるんですけども、ちょっと一番早急にご検討いただきたいのは、国土交通省は、不動産関係団体、ビル管理関係団体、建築士関係団体、建設関係団体等に関して周知を発出し、活用促進を図っているところなんですけども、建設業法の中で、今回解体業というものが新たな業として加わるということが決まりまして、今、建設業

の解体業というものの専門性として、どのような内容を取得すべきかというようなことについて、今、検討が進んでおります。一応この春に中間取りまとめをされて、夏には大体、解体業としてこのような、どのような専門性が要るのかという話が出そうなんです、その中の1つの柱がアスベストの調査と、それに適切な管理みたいなことになっているので、その部分と、この調査制度。少なくともちゃんと調査ができなければ、当然適切な管理はできませんので、その辺りについてぜひご意見を賜るとともに、国交省の中で連携した施策がうまくいくような、そういうことについてぜひご検討いただければというふうに思っております。

除去についても課題が若干残りまして、目に見えない隙間でございますね。エレベーターシャフトとかカーテンウォール部分、ここについては、今後国土交通省と厚生労働省が、一般財団法人日本建築センターの改訂に協力して検討していくということで、そういうふうなところが、今私たちのほうでいろいろと検討し、若しくはこの部会でもご検討いただいて、また今後3年間ぐらい続くだろう、アスベスト対策ワーキングで宿題をぜひ返していきたいというふうに考えております。以上でございます。

(部会長) それでは報告の細かい点については、事務局のほうから。

(事務局) はい。それでは資料3を用いまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。まず「1. これまでの検討経緯」でございます。資料2でも若干触れましたけれども、さらっといかせていただきますが、アスベスト対策ワーキンググループについては、平成20年9月にアスベスト対策部会第4回で設置をすることとされました。これまで計56回開催してきております。前回と前々回、第5回、第6回に、そのワーキングでの検討状況を一部報告しております。ポツが並んでおりますけれども、上からいきますと、アスベスト実態調査の状況。公共団体における補助制度・台帳整備の状況。石綿含有建材の飛散性調査の状況。それからアスベスト含有建材の使用箇所・製造時期の実態調査の結果。アスベスト対策モデル事業で得られた知見。それから育成プログラムの検討状況と、こういったものを報告してまいりました。今回は、前回の部会で今後の検討課題とされたものについて報告をいたします。

2. にまいります。前回の部会では、具体的に以下の(1)から(6)に掲げる検討課題が示されております。まず1つ目。(1)でございます。「建築物調査者に係る新たな資格制度の創設」といったものが前回の部会で課題とされております。これに対してワーキングでは、育成プログラムに基づいて講習の実施体制・実施主体の要件、受講資格の設定などなど、新たな資格制度の創設に必要な検討を行ってまいりました。これを受けまして国土交通省で、昨年7月30日に、「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」というものを公布・施行しております。先ほどもありましたけれども、現在、一般財団法人の日本環境衛生センターというところが講習機関として講習を実施しておりまして、26年9月末時点で186名の調査者が育成をされております。

別紙3-1を付けておりますが、同様の内容でございます。制度のフローのところをご覧

いただければと思いますが、国土交通省と登録講習機関と受講者という、それぞれの主体がありまして、登録講習機関が国土交通省に講習の登録を行います。登録された講習を実施をいたします。その実施の中で、修了考査も課しております、その修了考査を合格した者、合格した受講者に対して修了証明書というのを交付をいたします。修了証明書の交付を受けた方々が、建築物石綿含有調査者として調査を実施していただくと、こういったスキームになってございます。

本体の資料3に戻っていただけますでしょうか。2ページ目の(2)でございます。「建築物の調査・除去等に係る国庫補助での調査者の要件化等」ということで、前回の部会では、この国庫補助にあたって、先ほど申し上げました調査者を要件化することということが課題として示されております。これに対しましてワーキングでは、先ほどの登録規程に基づく調査者の全国的な育成状況を踏まえて要件化を図るべきとしております。先ほど、〇〇主査のほうからもありましたけれども、186名の全国的な育成状況を見ますと、もう少し育成が必要ではないかということでもありますけれども、国土交通省では現時点で、公共団体に対しまして、国庫補助にあたって調査者を紹介をして活用を図ることを勧めているという状況でございます。今後調査者による調査環境が全国的に整った段階で、要件化をする方針としております。

続きまして(3)でございます。「地方公共団体担当職員向けの簡便な調査マニュアルの整備」ということで、前回の部会で、このマニュアルを通じて、公共団体における石綿対策への理解を深め、調査除去等の補助制度の創設や台帳整備に取り組むよう、国から積極的に働きかけることが必要とされております。これに対しまして、ワーキングで石綿含有建材調査マニュアル(案)というものを作成しております。

別紙で3-2というものを付けております。この別紙3-2の表紙を1枚おめくりいただきまして、目次がございます。目次の1.で、アスベスト対策の現状と課題というものを整理しております。2.で、公共団体における推進事例、先進的に取り組まれている事例というものを紹介しております。3.でアスベスト実態調査の優先順位の考え方というものを整理してございます。4.で台帳の整備の方法、どういった内容をどういうやり方で整備していけばよいかということ整理しています。5.で調査者の活用の考え方を整理しています。6.で国庫補助の紹介をしています。7.で関連部局と連携を図ることが重要ということで整理してございます。こういった内容で、この石綿含有建材調査マニュアルというものを整備いたしまして、現在、国土交通省で、全国、東京、大阪、名古屋、仙台で講習会を開催しているところでございます。

続きまして、(4)にいけますが「石綿含有建材の飛散性調査の継続」ということで、前回の部会で、この石綿含有建材の飛散性調査を継続的に実施する必要があるとされて、特に煙突断熱材について重点的に実施すべきであるとされました。これに対しましてワーキングで、石綿含有建材の飛散性に関する調査の結果を整理して、必要な対策について検討いたしました。具体的に3ページ目の①からでございますけれども、まず飛散性調査としまして

は、内容でございますけれども、(イ)、(ロ)、(ハ)の3種類ございます。(イ)が吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール以外の石綿含有建材が用いられている部屋を対象とした調査。(ロ)が、機械室、エレベーターシャフト、空調経路等を対象とした調査。(ハ)が石綿含有建材の除去の工事の上下階・隣室を対象とした調査。こういう3種類の調査をやってございます。真ん中に表がありますけれども、平成21年から25年にかけて、(イ)(ロ)(ハ)の調査、それぞれ53件、82件、14件といった形で進めてきております。

調査結果にまいります。まず1つ目としまして、石綿含有建材が存在する室内において、次のとおり、有意な石綿繊維の飛散が確認をされております。まず1つ目のポツですが、劣化し一部損傷した吹付け石綿が存在するエレベーターシャフト。これが1件。それから、やや劣化し一部損傷した石綿含有吹付けロックウールが存在する倉庫、ここで1件、確認されております。2つ目のポツで、劣化が進んだ煙突用石綿断熱材に係る機械室・ボイラー室、計4件。及びこれらの室の前の廊下、この4件のうちの2件が廊下でも確認をされています。

個別の状況を別紙3-3に付けております。細かな説明は割愛させていただきますけれども、この4件だとか、4件のうちの2件とかいったものを個別に記載し、補足資料として付けております。室内以外では、石綿含有吹付けロックウールが存在する室の天井の裏で1件。それから煙突用石綿断熱材が用いられた煙突の頂部及び下部、これが14件で確認をされております。いずれも室内での飛散は確認はされておられません。その他の調査箇所では、石綿繊維数の濃度は定量下限値、性格に定量できる最低濃度以下となっており、有意な石綿繊維の飛散は確認されなかったという結果でございます。

4ページにまいります。真ん中辺りにii)というものがございまして、石綿含有建材の除去工事を行っている室につきまして、次のとおり飛散が確認をされております。1つ目は吹付け石綿が使用されている倉庫の吹付け石綿除去作業時におけるセキュリティーゾーン前。もう1つが煙突用石綿断熱材が使用されているボイラー室のセキュリティーゾーン前と、それぞれ1件でございます。

②にまいります。室内での飛散が確認された石綿含有建材につきまして整理をしております。まず吹付け石綿と石綿含有吹付けロックウールにつきましては、建築基準法及び労働安全衛生法で現時点で必要な規制がなされております。一方、煙突用石綿断熱材については、劣化によって石綿繊維が飛散し、不適切な管理下では、煙突内だけでなく室内にも飛散のおそれがあることが確認をされました。なお、石綿断熱材を使用した煙突の点検口の設置場所については、主として機械室・ボイラー室でありまして、一般の利用者がおられるような居室ではないと。一部、屋外に点検口を設けられているような場合もあるということで整理をしております。

③にまいります。厚生労働省では上記の調査結果を受けまして、労働者の石綿ばく露防止の観点から石綿障害予防規則を改正しております。事業者に対しまして、この石綿断熱材の劣化によって、石綿等の粉じんが発散し、労働者がばく露するおそれがある場合には、石綿断熱材などの除去等を行うことを義務付けております。平成26年6月1日施行で、既にこ



れも義務付けがなされている状況でございます。

5ページにまいります。④煙突用石綿断熱材を建築基準法で規制することについてワーキングで議論をいたしました。機械室から外に飛散が生じたことが確認されたケースというのは、いずれも著しい劣化が生じていて、その管理が特に不適切であった場合であります。通常の管理状態で石綿が室内に飛散し続ける状況は認められなかったという結果がございます。石綿の飛散が確認された場所というのは、特定の者、ボイラーマンとかですね、特定の者が使用する機械室など、又はその機械室の前の廊下であります。このような場所については、既に石綿障害予防規則において石綿飛散の防止が図られることとなっております。この措置によりまして、機械室から外への飛散についても防止が図られるということが考えられます。

これらを踏まえた講ずべき対策として⑤に整理しております。石綿断熱材につきましては、通常の管理と石綿障害予防規則の徹底が行われた場合には、結果として建物一般利用者の安全確保は図られます。このことから直ちに建築基準法令で石綿断熱材を規制すべきものではありませんが、適切な管理及び石綿障害予防規則の徹底を着実に図る必要があります。このため、国土交通省は厚生労働省・文科省などと連携を図って、公共団体の関連部局、及び関係業界団体に対して、次の2つの事項を周知すべきと整理しております。

1つ目が、煙突用石綿断熱材の著しい劣化・不適切な管理によって飛散のおそれがあるということ。もう1つが、石綿障害予防規則に基づく適切な処置が講じられるよう、連携を図って建物の利用者の安全確保を図る必要があると、こういったことをしっかりと周知すべきであるという整理をしております。なお建築物の一般の利用者が、煙突用石綿断熱材による飛散によってばく露するおそれがあることが明らかになった場合には、速やかに建築基準法による規制を行うべきである、こういう整理をしております。

次、6ページにまいります。5つ目の課題でございます。様々な段階における調査者の活用ということで、先ほどの石綿含有建材調査者を様々な段階で活用することを検討することが必要だということが課題となっております。これに対してワーキングでは、建物の取引、使用時、それから解体時の各段階で調査者の活用が望まれる場面というものを議論し、整理をいたしました。

①ですが、建物の取引時には、例えば不動産鑑定評価、デューディリジェンス、重要事項説明、住宅性能表示などの場面がございます。こういった中で調査者の活用促進を図るべきであるとしております。②としまして、使用時には資産除去債務、定期調査報告、公共建築改修工事の際の調査などの場面で活用を図るべきと。解体時には、解体の際の事前調査というのが労働安全衛生法、それから大気汚染防止法によって義務付けがあります。それから建築資材の付着物の調査、建設リサイクル法で義務付けがあります。こういった中で調査者の活用促進を図るべきであるとしております。

こういった検討結果をもとに、国土交通省では既に不動産関係業界・関係団体、ビル管理関係団体などに対しまして周知を図っております。各段階における調査者の活用促進とい

うものを促しているという状況でございます。また、国土交通省の所管制度に係るパンフレット、定期報告制度のパンフレットでございますけれども、「建物もあなたと同じ健康診断」というパンフレットがあります。それから「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」というパンフレットもございます。これらの中に調査者の活用促進を図る旨、記載をしております。また、厚生労働省と連携を図りまして、厚生労働省の石綿飛散防止対策徹底マニュアルというものがあまして、その中においても調査者の活用促進を図っているところでございます。

6番目、除去等の問題ということでございますが、先ほども少しお話がありましたけれども、別紙3-5を付けておりますが、そちらをご覧くださいませうでしょうか。

ワーキングでは、別紙3-5に掲げております除去の問題について整理をしております。ポツが4つありますけれども、まず1つ目でございますが、エレベーターシャフトなど、建物には気流が発生する箇所が多くあります。除去を行う際には、その構造を十分に理解して作業環境の隔離を図る必要があるという課題を1つ整理しております。それからシャフト、エレベーターシャフトとエレベーター荷台の中、それからシャフトと各階の間など、隙間が至るところにありまして、それが見目で明らかでないといった場合も多いということで、建物の構造への理解というものも十分にすることがあるということでございます。3つ目が、エレベーターのシャフトの中というのは、シャフト内を隔離しても、建物全体で全てのエレベーターを止めることは困難であって、またシャフト同士が連結しているという状況もありまして、エレベーターシャフト内での除去の難しさというものも課題となっております。最後、カーテンウォールの場合についても、壁との隙間部分がありまして、これが飛散経路となるおそれがあると。EPSを通じた飛散のおそれもあるといったような課題がワーキングの中で挙げられております。

資料3に戻りますが、6ページの最後の行からでございます。こうした課題、提示されたことを踏まえまして、国土交通省と厚生労働省は、今後一般財団の日本建築センターが発行している「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針」というものがあまして、これを改訂をする予定ということで、この改訂に協力をして必要な検討を行うということといたします。

3. 今後必要な検討ということでございますが、「今後は」というところからでございます。国土交通省が基本的にはこの検討結果を踏まえて、民間建築物の調査を着実に進めていくことが必要である。なお、その進捗状況や調査者の育成状況を踏まえながら、対策の実効性をより高めるために、3年ほど後の状況を踏まえて課題を整理するというを目的として、ワーキングで引き続き、これまでの検討内容の検証、必要な改善策などの検討を行うことが必要であると、こういったことで報告をまとめております。

なお、8ページ、9ページでございますが、過去平成17年と平成19年に建議と総務省勧告において講ずべきとされた施策がございます。これに対しては、先ほど7ページまでで報告いたしました取組によって概ね対応がされているということで表を整理してござい

す。参考として付けております。資料3の説明は以上でございます。

(部会長) はい、ありがとうございました。〇〇ワーキンググループ主査と、事務局からの、ワーキンググループでの検討結果でございます。参加された方もいらっしゃると思いますし、参加されていない委員の方もいらっしゃると思いますので、どんなことが議論されたのかをまず伺うことも大事だと思います。ご質問若しくはご意見等ございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。議事録の関係上、ご発言の前にお名前を最初におっしゃっていただくと幸いです、よろしくお聞きしたいと思います。何か質問等ございますでしょうか。

(委員) 基礎的な質問で大変恐縮ですが、参考資料4の、講習を修了した方の人数について伺えればと思います。資料には、0ですとか1という都道府県が結構多くございますが、なぜこういった都道府県において受講生が集まらないのか、あるいは修了者が増えないのか。当該の都道府県なり、試験の実施団体なりに、その理由について具体的にお聞きになられていると思いますが、理由が分かれば、今後その人数を増加させる対策も考えられると思いますが、いかがでしょうか。

(事務局) この講習制度、講習制度自体が開始されたのが今年の1月からでございます。昨年7月30日に、先ほど申し上げました登録規程というものを出しまして、講習機関の登録などの手続、準備期間を経て、今年の1月から講習を開始しております。1年間、講習を実施してきたわけですけれども、こういった参考資料4のような状況にありまして、まだこの状況について細かな分析できておりませんで、公共団体にその修了者がゼロであること理由なんかもまだ伺っていない状況でありますけれども、こうした状況をもう少し分析をして、もしかしらば周知が足りないのかもしれないかもしれませんし、その辺りは明らかにして対応をしっかりと図っていききたいというふうに思っております。

(部会長) はい。他に何か。

(委員) その調査員の関係で、全国の修了者数がありましたように、人数がまばらな部分、今後調査者による調査環境が全国的に整ってから要件化をするということではありますが、ここの部分での整った段階というところで、具体的にどう考えているのかなというのがまず1つお聞きができればなというふうに。今後の課題ですと言われればそれまでと思うんですが、今時点で、これをどう考えているのかというのを少しお聞きできればいいかなというふうに思います。

(事務局) できるだけ多くというのはあるんですけれども、少なくとも全ての県で複数の人がいるというのは最低条件かなというふうには考えてございます。それを更にできるだけ選択肢が多くというのは必要だと思いますが、少なくともそれは最低限としては、見て対応していきたいというふうに考えてございます。

(部会長) 私からも、今のこのまばらな点というのは、多分、どのくらいの需要があるかという予測が、ちょっと私はつかないんですけれども、今、行政的に見て、若しくは業界のご関係の方々に、この187名でしたっけ、まあ、多いのか少ないのか、適正なのかというようなご判断は今の段階でつくんでしょうか。

(事務局) この資格制度自体まだ始まったばかりで、それぞれの制度でも推薦し始めた段階という状況ですので、今の段階で例えばこの方々で頑張ってやっていきたいと思いますというのは、正直なところ、この人数ではまだ足りないという状況だと思っています。もっと増やして、全国的にも、頼もうと思ったら、できるだけ近くにそういう方が見つかるという体制に持っていくということが不可欠だというふうに考えてございます。

(部会長) とすると、ちょっと続けてなんですけれど、先ほど〇〇委員のほうから、解体業について業法でしたっけ、業法指定という形になっていくと、例えば解体するときに吹付けアスベスト調査者というのが、いわゆる専従か専業でつけなくちゃいけないことになると、多分人数的には、今、事務局のおっしゃったように厳しくなるんですが、今の法体系の中だと、アスベストが含まれている建物を解体するときには、この資格調査者が、いわゆる専従って言うんでしょうか、法的には、つかなくちゃいけないことになるんですか。いわゆる幾つもの工事を掛け持っているかどうかという。

(事務局) 工事自体は、これはあくまで調査ですので、調査をして、ここにある、ないというのを判断するので、何か掛け持ちとかそういうようなのは、建物の規模によっては割と効率的にわたっていくことも可能だと思いますので、そういうような何か、専業というような世界ではないと考えています。まだこういう状況でございますけれども、我々としましても例えば、今の解体業以外の世界でも、当然解体する際には現行でも労安法の関係ですとか、大気汚染防止法には事前調査が必要になりますので、そういうところで、当然ながらきちんとした人がまず調査するというのは大前提になると思います。また、ただ、我々としましては、そういうところに、ぜひこういう方を推薦してくださいということで、それに関しましては、その部局も、そういうしっかりした方を育成していただくのは彼らとしても非常にウエルカムな世界でございますので、それについて推薦を協力していただいているという状況でございます。

(部会長) はい、ありがとうございます。ちょっと私のほうが誤解をしていたようで、解体するときに、この調査に当たる有資格者がいなくちゃいけないということはないんですね。あくまで今回の資格者は、調査をしてあるかないかだとか、どういう工事をしたらいいかというアドバイスを与えるための有資格者ということ。はい、ありがとうございます。

(委員) そうなんです、今回解体業のほうで、そういうご検討を。今度、解体業としては、これだけの勉強とか資格を持った人でないといけませんよという資格の要件化を、今後図られようとしていこうとされているということなので、ぜひ、その勉強の中にこれを入れていただければ、当然アスベストがここにあるということを分かった人が解体に従事するというふうになるので、活用の範囲は明らかに広がりますので、ぜひその部分をしていただきたいという。工事管理ではないんですけど、事前の調査として、ぜひこの資格を活用していただきたいという意向があると、そういう理解でよろしいですよ。

(事務局) こういう、この場でご議論いただく結果を、きちんと我々としても整理して、また担当部局と相談したいと思います。

(委員) 今、関連で、解体業が加わるということ、業としてなるということも決まったことではありますが、環境省なんかの調べでいくと、2028年頃は、そういった石綿建材の含有の老朽化の部分の建物、解体・改修も含めたところというのがピークを迎えるという動向でありますと、やはりこれからが本番だなというふうに思っていますので、現時点で私たち全建総連の傘下の組合員さんのところでも、先ほど〇〇委員が言われたように、解体業の中身としてどうしていくかというのは、すごく懸念もされていますし、そう言われたアスベストの建材が含まれているものが多くなってくるとすれば、ひとつやはり、そういった知識というものを、解体業を行う方にとっては、2028年がピークだから、それ以降ピークなくなるからいいということではなくて、やっぱり必要ではないかなというふうな認識とともに、やはり中小零細の業者が多い中での、この知識というところを、全建総連としても改築をする関係の方が多いので、その辺の、この活用というのをできないものかなというふうなことを少し考えてはいるんですが、その部分では、国交省なんかではどう考えているのかなというのが、少し、もしあれば出していただければなというふうに思うのですが。

(事務局) まだ、正直なところ、調査者制度も始まったばかりで、我々としても、各方面できるだけご活用をというのをお願いしている状況でございますので、逆にその辺は、どういうやり方が一番効率的にうまくいくのかというのを、また、いろいろ教えていただいて、仕組みを我々としてもやっていきたいと。ちょっと今はまだ、そういう状況でございます。

(部会長) これは次の議題にも若干関連するかもしれませんが、事務局が最後の7ページの今後の必要な検討等というところにありますように、このシステム若しくは先ほど〇〇委員がご指摘された、解体業の中に、アスベストの問題。解体業が建設業法のほうに指定されるということも含めて、ちょっと制度的に新しくなるので、多分まだ余りどうなるかという明確な方向性というのがつかめない、特に定量的な面からいくと。ですからまあ、ここでは3年程度とありますけれども、ちょっとこう短い期間でチェックとレビューをかけたほうがいいのかもしいかなという気がいたします。それは後の場でまた議論させていただきたいと思います。

他に何かございますでしょうか。私からもう1つなんですけれども、吹付け石綿の話が終わって、今度は煙突用断熱材というのが今回は比較的何度も出てきている、問題点として挙げられているんですけれども、現時点で、どんな場所に、どっちがいいですかね、どんな建物が対象になって、地域性があるかどうかという辺りのデータは国土交通省として把握されているのでしょうか。先ほど事務局のお話ですと、比較的大型ボイラーを使っているというので、地域的には割と寒冷地かなだとか、それから文教施設が入っているとすれば例えば給食室みたいなものだとか、ある程度用途と地域性というのに対して、何て言うのかな、特徴というのか特質があれば、ちょっとご紹介いただければと思います。

(事務局) 用途に関しては、製造を行った会社にヒアリングをしまして、彼らもきちんとしたデータを完全に持ってないんですが、ある程度残っているデータから推計すると、半分ぐらいがビルものに使われている。あと、病院、銀行といったところが比較的多い用途だと

いうふうに聞いてございまして、非常に、そういう意味では割と大型の建物に使われているケースが多いというふうに聞いてございます。地域的なものに関しては、ちょっと我々、そういう分析はしてございません。

(部会長) これについては、〇〇委員、何か。情報というのか分析というのはあるんでしょうか。

(委員) はい、まあ、一定程度まとめの調査をしたことがあるんですが、寒冷地にやや多いという印象はありますが、日本全国どこにでも、やはりボイラーはあるので、そういう点では、いろいろなところで使われているということですね。用途は今言われたような形かと思えます。あとは、環境に結局、外に飛散しているということにははっきりしているので、煙突頂部で測ると明らかに飛んでいるということにははっきりしたんですけども、その建物内にどう来るかというところになると、思ったよりもそれほどではないと言うか、ある程度の範囲に留まっているというところの結果だったというのが、この間の調査結果だと思います。

(部会長) 他に何か。

(委員) 参考資料7を詳しく読めば書いてあるんですけど、一応、私もそれに関わっていたので一言言いますと、地域も多少あるのではということだと思います。一番大切なのは劣化しているかどうかということで、例えば煙突に陣笠がなくて、雨が煙突の中まで入るようなところで凍結融解があったりすると結構劣化することが多いです。煙突の中の断熱材がどんなふうに劣化する、どこが劣化するかというので地域性を考えれば、多分そういうことになるんですが、ここに書いてあるとおり一部飛散しているのがありますが、大事なのは、問題なのは、煙突周辺で焼却やボイラーをやっている人たちが、煙突内が劣化して、パラパラ、アスベストが落ちてくると灰に混じるのですが、ただの灰と同じように取り扱って、その中にアスベストがあるという認識のないケースが割とあるんですね。掃除のときに灰と一緒に出してしまうということになると、これは問題なので、厚労省とも協力して啓発しているんですけど。また、作業者に影響があるようだったら、その場合は除去しなさいということになると思います。アスベスト混入の危険性を全然知らなかったというか、灰を出すのと同じようにアスベストの灰を出していたというのは、かなりショックだったと言いますか、まだアスベスト問題の周知徹底がされてないのかなという気がしました。一応コメントです。

(部会長) はい、どうもありがとうございました。貴重なコメントで、知らないで第三者に影響を出す可能性が高いということですね。

(委員) 多分、アスベストを知らないで清掃していると、その部屋の中というのは、アスベストの影響があると思います。一般の人は立ち入らないんですけど、部屋の中にアスベストが出るというのは、多分そういうことなんだと思います。

(部会長) はい、ごみとして出ちゃうと、また、それに触れる第三者がいるわけですね。

(委員) 写真の中でも出てますけど、灰と一緒にアスベストが混じっているものを外に捨

てであったというのも例があります。調査の中で、そのような例がありました。

(部会長) はい、ありがとうございました。大事なご意見だと思いますので、事務局のほう、もし機会があれば、このアスベスト関連の、環境省、厚生労働省とのほうで、こういう事態があるということを情報としてお伝えいただくようお願いしたいと思います。

(事務局) はい。これにつきましては、既にやり始めてございますが、引き続き浸透、やっていきたいと考えております。

(部会長) 他に全般的にいかがでございましょうか。ご意見。最初ご質問を受けるということだったんですけど、もう質問とご意見が余り区別できないということになってきて、ご意見もいただきたいと思うんですけど、大きく言えば、資格制度が作られて運用が始まって、今、約186名の方が調査の資格者となっている。それからマニュアルの整備とか、それから今、〇〇委員の言われたような、啓発活動のリーフレット、パンフレットの類の整備ということが多分必要じゃないかという。それからあと、煙突の話になってきて、ちょっと話題が少し飛んでいるんですけども、何でも結構でございます。この折、ご提案等ございましたら、積極的にご発言いただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(委員) 啓発の関係でのパンフレットを活用すること。今、ボイラーの方の灰の関係とかありましたが、実際建設業に携わっている職人さんも含めたところで、やはり建設の中の、その中の資材の中でアスベストを使用されている関係を、なかなか知らないでやっている部分というの、かなりまだ多くいる。そういったものを、解体業、又は資格を持っている方と一緒にやっている方だと分かるんですが、そういう部分では、先ほども言いましたけど、ピークになるところで、事前にやっぱりそういった啓発活動のパンフ、そういうのを、そういった町場とか含めて、渡せるような体制も含めたところっていうのは、引き続き検討とか強化をしていただきたいなど。特に、それを私たちも組合としても一緒にそういったところでは啓発することは可能かなというふうには考えていますので、これからも、特にちょっと気になっているのは、やっぱり17年度にクボタショック含めたところがあったところでは、もう話題になって、その中で、特化則いろいろな資格等も含めて受けた方がいらっしゃるんですが、今はもう、それから10年ぐらいたちまして、若く入ってきた人たち、もうアスベストのアの字も知らないような状況が正直言ってあって、この人たちが本当に解体や改築含めたところで携わるのに、意識がなくなれば、また何十年後かに同じようなことが繰り返されるかなというふうな懸念がありますので、私たち自身もそこはすごく強化しなきゃいけないなあということを考えていますので、そういったところを少し。今の20代とかですかね、仕事始めて、こういった方々も含めたところなんかも含めて、啓発できるようなものがあればなというふうには考えています。

(部会長) はい、ありがとうございました。ぜひ〇〇委員のほうも協力をしていただければと思います。私も自由な発言ということをお許しいただければ、私、自分自身の専攻は耐震構造なので、今から多分5年ぐらい前だったと思いますけど、〇〇委員もご出席いただいているのかね、震災建物を見に行くときに、震災建物の中にアスベストがあったときに、善

意の第三者に調査を依頼できるかということがありました。そのためにも、この建物にアスベストがあるよというのを、なるべく早く提示しようというのがあって、それは報告書をまとめたと思うんですけど、その関連、どこか行っちゃったのかなど。そういう問題も実はございまして、今、今回特に挙げられているような、煙突のように知らないで接する機会がやや我々の周りもあるということだと思います。その辺りもぜひ啓発の中に含めるということを進めていければと。

それからあれですかね、今、事務局からいただいた煙突用石綿断熱に関しては、通常の状態だったら、今のところ飛散の状態は認められないと。これはまず前提とするということでもよろしいのでしょうか。なるべく除去をすると。

(事務局) 通常の状態です。かつ労安法できちんと対策がとられればということです。労安法で、労働者がそういう形で飛散に触れるようなときには、対策を講じなければならぬというふうになっていますので、必要な対策がそれで講じられれば、それ以上の飛散というのはいないわけですので、それを徹底するために、我々もきちんと協力、国交省も協力してやっていきたいと思います。今回、必要な結論になってございます。

(部会長) はい、分かりました。先ほど、この調査や何かでいろいろ精力的にやってらした〇〇委員のほうから具体的な例があったんですけども、ちょっと通常の状態だったら認められないという安心情報を出しているところがあるので、これが果たして安心情報になっているのか、もうちょっと条件付き。

(委員) 一般的に見て、ボイラーを扱っている作業者は、先ほど言ったように危ないことがあるんですけど、劣化をしていないのが前提で、基本的にライナーといいますか、表面が、アスベストが露出してない場合には、もうほとんどアスベストが出ている例はないです。それからあと、我々が測定するときというのは煙突が稼働していないときが多いものですから、稼働しているときに、煙突内で測定するのは結構難しいです。一方、稼働していないときですと、割と劣化していても気流が動いていないので、実は使っていないような煙突でしたらあまりアスベストは出ない。問題は稼働しているときだと思いますが、敷地境界で測っても、煙突は高く、そののところから出るとしても敷地境界ではアスベストは検出されないことが多いと思います。煙突の稼働中にもインピンジャー方式という方法で測定しましたが、やはり多少出ています。ただ敷地境界では問題のないレベルです。煙突が劣化している場合ですと煙突口から多少出ることがあるかもしれませんが、すぐ希釈効果で低減してしまうものですから、敷地境界で普通に測る範囲では全然引っかけないということですね。煙突の入り口で測れば、先ほど〇〇委員が言ったように、出るか出ないかというか、分からないところぐらいはあるんですけど、普通の状況でやっていけば、敷地境界には落ちてこない。出口のところまで測定し、煙突が稼働しているときに測定すれば、全く出ないということではなく多少あるかなというふうなデータが出ています。大体そんなことなので、総合的に判断すると、ちゃんとやっていけば、少なくとも、その建物周辺にいる人たちには被害がないんじゃないかなというふうに。



(事務局) 今回もこの5ページの⑤のところで、要するに、じゃあ具体的に何をやるかというところにつきましては、煙突用石綿断熱材の著しい劣化、不適切な管理によって、下への飛散のおそれもあるということですね。要するに不適切な状態であれば当然ながら問題は生じるということをごきちんとして周知しろというのが1つの結論になってございますので、これをきちんとしていきたいと。誤解のないような形できちんとしていきたいというふうに考えてございます。

(部会長) はい、どうもありがとうございました。それではいかがでしょうか。他に特にご意見がなければ、この報告を承って。参考資料7については、参考資料という形でもよろしゅうございますでしょうか。今、〇〇委員のおっしゃったようなことが、読めば分かります。

(委員) これは建築研究所でまとめたものです。

(部会長) はい。これはテキストですか。

(委員) いや、建築研究資料です。

(部会長) はい。

(委員) 〇〇委員がちゃんと前書きを書いています。

(部会長) はい。では、今の資料3のワーキンググループの検討の結果についてのことに特にご質問・ご意見がなければ、次の議題に移りたいと思います。どうも、多数回にわたりまして精力的な活動をありがとうございました。それでは次の検討として、今後の方針と、もう1つ大きな議題でございます。今後、このアスベスト対策についてどういう方向性がいかにという点で、事務局より資料紹介をお願いしたいと思います。これは事務局のほうから。

(事務局) 資料4をお願いいたします。資料4、「今後の検討課題について(案)」でございます。今後の、民間建築物のアスベスト実態調査等を着実に進めるため、実態調査の進捗状況や建築物石綿含有建材調査者の育成状況を踏まえながら、対策の実効性をより高め、3年程度後の状況を踏まえ課題等を整理することを目的としまして、引き続き、ワーキンググループでこれまでの検討内容の検証及び必要な改善策等の検討を行うことが必要である、ということ、本日この部会での宿題と、ワーキングに対する宿題ということにさせていただくことでいかがかというものでございます。今日いただいたようなご意見につきましては、当然ながらこのワーキングで、それを踏まえてまたご議論をお願いするという形になるかと思っております。

(部会長) はい、どうもありがとうございました。今後の検討課題ということで、次のステップへどう向かうかということでございます。これに関してももう忌憚のないご自由な意見をいただいて、それを事務局のほうで取りまとめるということにさせていただきたいと思っておりますけど、何か。具体的なことを、細かいことをおっしゃっていただければ、多分事務局のほうは、それをこういう形でおまとめいただけると思っておりますので。例えばさっき私が申し上げたような、煙突の劣化、不劣化とは何だとかいう辺りも含めて、ご意見いただければと。

(委員) 資料3でご説明をいただいた中で、例えば6ページの調査者の活用については、

①から③の語尾が全部、「活用促進を図るべき」という方向性が示されています。それを受けて、今後の課題には、「対策の実効性を高め」という記載になっているのだと思いますが、この、「図るべき」という施策と、「促進をする」という別の施策が存在して、それとはまた別に、ワーキンググループでは更なる対策を、これの他に考えていくということでしょうか。

(事務局) 更なる対策というよりも、ここでは要するに、こういうことをやるべきというのはございますので、じゃあ例えば今のようなところだと、そういうところでどういうふうに活用が図られているのかというのを定期的に確認をして、対策をもう少し、例えばこういうような働きかけをすべきではないかとか、そういうことについてご議論いただくと。要するに今いただいた方向性、大体今までの、何回、今までずっと議論、部会の中での議論で方向性をいただいたと思いますので、それがきちんと、方向は示されたけれども、実際それがきちんと動いているかどうか。動いてなければ、こういうことをもっとやるべきじゃないかということをご議論いただくと、そういうような宿題をいただいているのかなというふうに考えてございます。

(委員) 続けてよろしいでしょうか。例えば③に建設リサイクルの記載があります。建設リサイクルは、定期的に改正についての議論が行われると思うのですが、そういった中で、積極的に、こういった活用を図っていただければと思っておりますので、ぜひよろしく願います。

(部会長) ○○委員からの要望ということで、今後の方針の中に含めるなりしていただければと思います。他に何か。

私から1点、非常に具体的にお願いしたいんですけども、調査の資格者制度が出て1年か2年後、まずは1年後ぐらいに、多分資格者の名簿は国土交通省のほうで管理されていると思うので、1年間にどういう調査があったかというアンケートみたいなものを、ある時期にやっていただけないでしょうか。そうすると、どこの場所でどんな、例えば東京の有資格者が群馬でやっただとか、今回多分、比較的山陰のほうの有資格者が少ないので、そこはどかがカバーしているかというのが分かるか、それから地域的によって調査の対象建物が違うので、ほとんど首都圏と大阪圏だったというような結果も分かると思います。それをぜひ、お手数かもしれませんが、1年か2年後、それをワーキングのほうに報告いただいて、3年後において、この部会のほうに出すという形で進めていただければ。どう動くか、ちょっとやってみないと分からないかということ。ぜひお願いしたいと思います。他に何か。今私が申し上げたような具体的な細かい点でも結構だと思うんですけど、どういう要望があるかと。いかがでしょうか。

(委員) 全然関係ない話になっちゃうかも分かりません。アスベストを含む建材が、やっぱり世の中にいっぱいまだあるという、そういう認識をやっぱりみんな持たないと、特に若い人なんかも持たないと駄目だということは、やっぱりこれは、何か規制的なことばかりやってるんじゃ不十分だということなので、やっぱり学会とかね、あるいは学校教育とかね、ああいうところにもやっぱり何か常識として、建築関係に携わる者の常識として、やっぱり

浸透させていく必要があると思うんですけども。〇〇委員に伺いたいんですけども、学会なんか、建築学会なんかは、最初この問題が大きくクローズアップしたときには皆さん真剣にやったと思いますけども、今現在どうなんですかね。あと、それから、こういう大学なんかの教育、専門学校での教育で、こういうアスベスト建材がまだ依然とあるんだと。既存の建物にはですね。そういう認識というのはどのくらい広められているのかどうかというのは、いかがですか。

(委員) 建築学会の材料施工委員長をつとめています。材料施工委員会の中ではあまりやってないですね。やってないというか、それぞれの工事の中で、例えば塗装工事とか内装工事という記述の中に、まだ昔のマルエイマークというのがあればアスベスト含有とか、改修のときですけど、注意するようには書きますけれど、アスベスト建材そのものについてというのは出てない。そういうアスベストに特化した技術書というのは材料施工委員会では出てないですね。木造建築物の解体工事の指針やコンクリート建築物の解体工事の指針では、ちょっと記述があるという程度です。ただ、アスベストの場合には、法律、石綿則とか大防法とか、建築基準法を見て、そっちが変わるので、そっちのほうのテキストがかなりたくさん出ていたものですから、学会でも本当はやらなくちゃいけないんですけど、出版はしていません。あと「石綿の素顔」みたいな技術書は、その業界の中で出てるので、建築学会ではやってきませんでした。これはちょっと反省しなくちゃいけないかもしれないです。

(委員) 実は連合で、中学や高校の公民などの教科書で市販されているものを全て購入し、その中で労働関係の記載がどれだけあるか、2か月前に調査をいたしました。労働者の権利や労働基準法に関する記載はあるのですが、ばく露防止を含めた労働安全衛生の記載は一切ありませんでした。アスベストはおろか、ばく露防止の話が全くないことについて、所管は違うとは思いますが、危険性についてなどの啓発の一部でも教科書の中に入っていると、その後の大学や職業人生で変わってくるかもしれないので、そこをご検討をいただければ幸甚です。よろしくお願いいたします。

(部会長) はい、ありがとうございます。これは私が1年、〇〇委員と、席を同じくしたとき、中皮腫センターでもいろいろな広報活動をされているというふうに認識しておりました。ぜひワーキンググループの中で今のご意見を踏まえて、少し啓発資料というのを作るということもお考えいただけないでしょうか。

(委員) 啓発資料というのは大事なところで、以前、建築指導課の方とイギリスの調査者の見学に行ったんですけど、アスベストの含有建材が建物の中にありますよというのをテレビのCMで流して、調査者を活用してくださいというのに50億かけているんですよ。テレビCMで。建物の所有者の方は調査者を使って調査をしないとバツになりますよと。そこまでしている国もあるので、そこから見ると、ちょっとまだ日本は全体的に建物のリスクと言いますかね。その認識がちょっとまだ低いなあと。啓発にもう少し予算が取れると大変ありがたいなというふうに思うので、各所の啓発が要るのかなという課題としてぜひ受け

止めさせていただいて検討していきたいと思います。

(部会長) はい、ありがとうございました。資料4に戻りまして、今後の検討課題ということについて、これの方向でよろしゅうございましょうか。非常に大きな方向が示されているので、細かい点は、私が申し上げたような点も含めて少し具体的には記述していただくということにしたいと思います。この方向でやるということでもよろしゅうございますでしょうか。はい。どうもありがとうございました。それでは本日、いろいろなご意見とかご指摘だとか情報をいただきましたので、その結果を踏まえまして、〇〇委員には再度お願いいたしますけど、ワーキンググループのほう、それから事務局のほうとして、資料の今後の検討課題に沿いまして必要な改善策等の検討を行っていただきたいと思います。次回の部会等の事務的なことについて、じゃあ事務局のほうから。

(事務局) それでは最後に今後の進め方につきましてでございます。本日いただきましたご意見を踏まえまして、引き続きワーキングで、これまでの検討内容の検証及び必要な改善策等の検討を行っていきたく思っております。次回の部会に関しましては、少なくとも、ありましたように、3年というのがありますので、3年後にはやるんですけども、必要に応じて、これはまたワーキングの主査の方ともご相談させていただきながら、必要な課題が出ましたら、また部会の開催を改めて調整させていただければというふうに考えております。よろしくお願いたします。

(部会長) はい、どうもありがとうございました。次回については、今、事務局のほうからもありましたように、ワーキンググループの進捗状況を踏まえて、ワーキンググループのほうと事務局のほうで調整をお願いしたいと思います。ぜひ、PDCAのチェック&レビューに関しては少し早めに作業を進めるようお願いしたいと思います。これで予定した議題が終わりましたので、本日、少し早めでございますけれども、本日の第7回のアスベスト対策部会を終了させていただきたいと思います。どうも本日はご参集、ありがとうございました。